

平成22年第8回玉城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成22年11月29日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成22年11月29日

4. 応召議員

1番 小林 一則 君	2番 中野 勇 君
3番 山本 静一 君	4番 北川 雅紀 君
5番 鈴木 加奈子 君	6番 小林 豊 君
7番 前川 隆夫 君	8番 風口 尚 君
9番 川西 元行 君	10番 中瀬 信之 君
11番 山口 和宏 君	12番 奥川 直人 君
13番 高木 市郎 君	14番 東谷 富雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻村 修一 君	副町長 中郷 徹 君
教育長 山口 典郎 君	会計管理者 前田 浩三 君
総務課長 大南 友敬 君	税務住民課長 小林 一雄 君
生活福祉課長 林 裕紀 君	建設課長 森島 千里 君
上下水道課長 松田 幸一 君	病院老健事務局長 田畑 良和 君
教育事務局長 中西 元 君	総務担当課長補佐 田村 優 君
産業振興課長 田間 宏紀 君	政策財政担当課長補佐 中村 元紀 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠 君	同書記 宮本 尚美 君
同書記 内山 治久 君	

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

第 3. 議案第69号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について

第 4. 議案第70号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

第 5. 議案第71号 玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正について

第 6. 発議第 7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

について（追加議案）

（午前9時01分 開会）

- 議長（小林一則君） 只今の出席議員数は14名で定足数に達しております。よって平成22年第8回玉城町議会臨時会は成立致しましたので開会致します。開会にあたり町長より臨時会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君
- 町長（辻村修一君）平成22年第8回の玉城町議会臨時会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。日頃、議員のみな様方には、町政運営につきまして格別のご支援ご協力頂いていることを厚くお礼申し上げる次第でございます。本日、提案をさせていただきます内容につきましては、国におきまして、人事院勧告が出されまして、国家公務員等、或いは又、地方公務員等のそれぞれの準拠した形での条例改正等が進められておるわけでございますけれども、玉城町におきましても、人事院勧告に準拠を致しまして、町長以下職員までの給与条例等の一部改正を申し上げたい。こういう内容でございますので、どうぞ宜しくお願いを申し上げて開会の挨拶とさせていただきます。
- 議長（小林一則君）これより本日の会議を開きます。暫時と休憩致します。

（午前 9時 4分 休憩）

（午前 9時25分 再開）

- 議長（小林一則君）本日の議事日程はお手許へ配布のとおりであります。日程第1. 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において
- 9番 川西元行君 10番 中瀬信之君
- の2名を指名致します。
- 議長（小林一則君）次に、日程第2. 会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（小林一則君）ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定致しました。次に、日程第3. 議案第69号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてないし日程第5 議案第71号 玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを一括議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君。

○町長（辻村修一君）議案第69号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正については、引き続き厳しい経済・雇用情勢を反映し、去る8月10日に人事院が国会及び内閣に勧告した一般職の国家公務員の人事院勧告に準拠して、町長及び副町長の期末手当の支給月数を年額0.20月分削減しようとするものです

内容といたしましては、第1条におきまして、今年12月に支給月数を0.2月削減するため、現行の「100分の220」から「100分の200」に所要の改正を行うものであります。

また、第2条では、平成23年以降分に対応するため、年間の支給割合は3.95月と平成22年度と変更はありませんが、人事院勧告の支給割合に合わせるため、6月分支給月数を「100分の195」から「100分の190」に12月分「100分の200」から「100分の205」に改正を行うものであります。

なお、補足は省略致します。

次に議案第70号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。この改正につきましても、前議案第69号と同様の措置を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足は省略致します。

次に議案第71号玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正については、引き続き厳しい経済・雇用情勢を反映し、8月10日に人事院が国会及び内閣に対して勧告した一般職の国家公務員の職員等の給料月額額の減額、並びに期末手当及び勤務手当の支給割合の引き下げ等の勧告に準拠して、国と同様に期末手当及び勤勉手当の減額を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務課長から補足致させます。以上、宜しくご審議の上、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君）総務課長 大南友敬君

○総務課長（大南友敬君）それでは上程されております議案第71号 玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正について補足説明を申し上げます。

それでは、議案第71号 玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正について、補足のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、町長からの提案説明にもございましたように、去る8月10日人事院勧告が行われたことによるものでございまして、その概要は、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合につきましては、「0.2ヵ月分」の引き下げを行い、年間で「4.15ヵ月分」から「3.95ヵ月分」に改めようとするものであります。給料月額につきましては、40歳台以上の職員を対象とし、平均「0.1%」の引き下げを行いますとともに、55歳を超える行政職1表6級の職員につきましては、改定後の給与月額から、「1.5%」の減額を行うことと致しております。

それでは、お手元の議案並びに新旧対照表により、この度の条例改正の第1条からご説明させていただきます。

1、2ページにつきましては町長或いは教育長の改正でございます。

新旧対照表3ページをご覧ください。第17条の改正でございますが、本年12月の期末手当の支給割合を「100分の150」から「100分の135」に、また再任用職員の期末手当の支給割合を「100分の85」を「100分の80」に改めようとするものであります。

また、3ページの下の方でございますけれども、第18条の改正でございます。職員の勤勉手当の支給割合を「100分の70」から「100分の65」に、また、再任用職員の勤勉手当の支給割合を「100分の35」を「100分の30」に改めようとするものであります。

次に4ページから6ページでございます。附則の改正及び5項を加える改正でございます。内容は55歳を超える職員で職務の級が6級以上の職員である特定職員の給料に関する特例措置でありまして、給料月額、地域手当、期末手当、勤勉手当及び休職者の給与につきまして、それぞれ「1.5%」の減額を行うため、所要の規定の整備を行なったものでございます。

次に別表第1、別表第3、それから別表第4の改正でございますが、別表第1につきましては、行政職1表、それから別表3につきましては、医療職2表、別表第4につきましては、医療職3表でございますけれども、各職員のそれぞれの給料表につきまして、40歳代以上の職員を対象としまして平均「0.1%」の引き下げを行おうとするものです。

次に第2条の玉城町職員の給与に関する条例の一部改正の中で、平成23年度以降の期末手当及び勤勉手当につきまして改めるものでありまして、第17条の改正は、職員の6月の支給割合を「100分の125」から「100分の122.5」に12月の支給割合を「100分の135」から「100分の137.5」に改めようとするものであります。

これは、年間の支給月数には変化ございませんが、所要の調整ということでの改正でございます。第18条の改正でございますが、勤勉手当につきまして職員の支給割合を「100分の65」から「100分の67.5」に、再任用職員の支給割合を「100分の30」から「100分の32.5」に改めようとするものです。

条例改正案の第3条の改正でございますが、「玉城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正」ということで、平成18年4月からの給料表の号給切り替えに伴いまして経過措置を受ける職員の給料月額につきまして、減額を行うため、規定の整備を行なったものでございます。

次に附則でございます。第1条につきましては平成22年12月1日及び平成23年4月1日と規定をいたしております。先ほど申し上げましたように、この12月に支給されます期末手当或いは勤勉手当について適用する。こういうことでございますし、先ほど申し上げましたように年間の支給月数を調整をするために平成23年4月1日と規定したということでございます。附則第2条でございますが、平成22年12月に支給する

期末手当に関する特例措置でございます。本年4月から11月までの間の改定格差相当分を解消しようとするものです。給与が減額となる職員給与及び期末手当及び勤勉手当に調整率を乗じて得た額を12月の期末手当から減少とするものでございます

従いまして、昇給をして給与を調整する。こういうものでございます。その他、附則におきまして所要の経過措置を設けますとともに、玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をふまえて給与月額が減額になる職員に係る規定の整備を行ったものでございます。以上、議案第71号 玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして補足の説明を申し上げました。何とぞ宜しくご審議をいただきますよう、またご承認いただきますよう宜しくお願いを申し上げます。

○議長（小林一則）以上で提案理由の説明は終わりました。これより各議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

それではまず、議案第69号 町長及び副町長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

以上で討論を終結致します。これより採決を致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。まず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

以上で討論を終結致します。これより採決を致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。発言を許します。12番 奥川直人君

○12番（奥川直人君）町長はですね、玉城町職員のですね、玉城町職員の評価というのは、常日頃から「よく頑張っている、優秀だ」と常におっしゃっておられますけど、

近隣市町の職員の給与と比較した場合に、国家と比較した場合のラスパイレス指数の比較は、広報等に出ておりますけど、どのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

○議長（小林一則君）辻村町長。

○町長（辻村修一君）ラスパイレス指数等の関係の具体的な数値でございますので総務課長から答弁をいたさせますので宜しくお願いを致します。

○議長（小林一則君）総務課長 大南友敬君

○総務課長（大南友敬君）一般的な数字でお話を申し上げますと、ご承知のようにラスパイレス指数につきましては、平成21年度の数值は94.6、類似団体が94.5でございますので、ほぼよく似た数值になっております。失礼しました。さきほどの数字は全国平均94.6でございます。玉城町につきましては95.1が平成21年度ラスパイレスとなっております。また、このことにつきまして、提案させていただくまでに十分、町長と話し合いも致し、また組合との協議もさせていただきましたので、近隣もこのことにつきましては、よく似た、人事院勧告について尊重を致しておる。このような状況です。

○議長（小林一則君）奥川直人君

○12番（奥川直人君）非常にですね、私たちの今この職員の給与なりに関して提案されている。ごく僅かと言えば申し訳ないんですけど。だから近隣とよく似たと言われる表現では困るんです。どうだという具体的な事例があればお示しを頂きたいとこのように思います。

○議長（小林一則君）総務課長 大南友敬君

○総務課長（大南友敬君）近隣ということでございます。多気、伊勢、いずれも、この、主な、さきほど大きく四つの改正がございましたが、すべて人事院勧告どおりでございます。また、明和町につきましては、町議会議員、町長選挙の関係がございまして、今の段階ではそういうふうなことは協議をしていないと。こういうふうなことでございます。以上でございます。

○議長（小林一則君）12番 奥川直人君

○12番（奥川直人君）更に私、もう1点聞きたいのは、職員数ということがあるわけです。給与と職員の数、そういうバランスが取れないと給与事態が正しいのかということも、いいのか悪いのかということになります。職員数につきましても、一度、総務課長お分かりであればお聞きをしたいと思います。近隣で結構です。

○議長（小林一則君）総務課長 大南友敬君

○総務課長（大南友敬君）職員数ということでお尋ねでございますけれど、そこまでの把握は致しておりません。ただ、このことについてのどうするかということの情報はそれぞれ交換した中でのこと。とこういうことでお願いしたいと思います。

○議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）先ほど、奥川議員からもラスパイレス指数についての質問があったわけですが、その答弁の中にですね、似通ったとか、曖昧なお話があったわけですが、玉城町は、ラスパイレス指数で95.1、これに対して、先ほど

例に上げられました多気町は100.5ということで100を超えているわけでございます。伊勢市におきましては、21年度でございますが、99.4と玉城町よりも遥かに高いわけでございます。そういうところが、条例改正したからと言ってこの条例を改正するというのも、ちょっと理屈に、ちょっとではなくて、大きく理屈に合っていないと、このように思うわけでございます。あえて申し上げるならば、県内、市、町の中で、29市町の中で、玉城町のラスパイレス指数は下から数えまして7番目という29市町の中で下から数えて7番目という、そういう位置にあるということは、玉城町の財政力等考えた場合、えらい低いところにあるなあというふうな認識を私はしているんです。この下から7番目というのに間違いがございますでしょうか。県内の町の平均、ラスパイレス指数ですね、これは、県内の町の平均97.3とラスパイレス指数で出ているというふうに私の手許の資料を見るとあるんです。この県内の町の平均値よりもまだ下回っているということを感じておるところでございますが、もし、数字で違っておりましたらご訂正を頂きたいと思えます。それから、お答を頂きたいことは、この一時金カット、年末、一般的に言ったらボーナスカットでございますが、その分の削減される総額はいくらになるのでしょうか。期末手当、勤勉手当含めまして、職員分についてはいくらになるのかお聞きしたいと思えます。

○議長（小林一則君）総務課長 大南友敬君

○総務課長（大南友敬君）ラスパイレス指数について、まず、お尋ねがございました。県下、町、市を除きまして15市町でございますけれども、下から7番目、まん中というふうなご理解かと思えますけれども、そういうところでございます。ラスが低い、高いというふうなことの考え方でございますけれども、人事院勧告そのものが民間に準拠して行われておる。公務員の給与が民間に比べて若干上回っているなかで勧告がなされたものでございまして、これは、ラスというふうなことではなしに民間、或いは町民の方々にそういう職員も給与を下げるということによってご理解を頂くと。こういう意味が非常に強くございますので、やはり、この条例として提案をさせて頂いたということでございます。それから、金額的なお尋ねでございます。期末手当、勤勉手当合わせまして838万円ほどの減額になると。こういうことでございます。

○議長（小林一則君）他ありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。まず、反対討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん。

○5番（鈴木加奈子さん）議案第71号 玉城町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行います。反対する第一の理由は2010年度人事院勧告院勧告は若年層を除く中高年齢層の月給の平均0.1%低き下げとか55歳を超える行政職6級相当以上の職員給与の一律1.5%の減額それから一時金の0.2ヵ月分の引き下げなど内容とするもので、1998年からこの12年間で、平均70万9千円の引き下げという状況になっております。一時金に至っては、1963年の水準、今から47年前にまで遡る水準とまで引き下げられてしまっております。公務員の給与及び一時

金の引き下げは内充拡大による景気回復が求められている現状に逆行して、更にそれが今度は公務員も引き下げたんだから、民間企業の賃金を引き下げるという口実に使われて結局は労働者全体の賃金を引き下げるという悪循環をもたらし、ひいては地域別の最低賃金の改定にも冷や水を浴びせかけるといふふうに繋がっていくと考えます。先ほどの質問で明らかになりましたが、わが町での人勧どおり一時金カットがされますと総額にして838万円が削減されるということでございます。そのことは地域経済にも・・的な影響をもたらすことは明らかでありますし、公務員の一時金カットは地域の消費の低迷と景気悪化という悪循環を更に加速させ景気を一層下げることにつながっていきます。これが反対する第一の理由です。次に2つ目の理由は玉城町の職員の給与は全国水準から見ても非常に低いという中で給与の一時金カットをするということには賛成できないということです。先ほどの質問で国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すラスパイレス指数、これが玉城町は20年度で94.9、21年度で95.1ということで、20年度も21年度におきましても結局はこの三重県下市町の間で下から7番目という低い状況にあることが明らかになりました。とりわけ55歳を超える行政職6級の職員に対する一律の定率減額は職務給原則に反し生活自体や生計費原則を無視した年齢差別ともいふべき賃金削減で、人事院から削減の勧告が出されたら、それにすぐ従うというのは認められません。かつて人事院が賃金引き上げの勧告を出したときに自治体が勧告どおりに賃金引き上げを行わず、自治体や教職員の労働組合では人事院勧告完全実施を掲げて賃上げ闘争をしたことがあります。人事院は賃金引き上げの勧告を出したときには勧告通りにはなかなか引き上げず、今回のように引き下げの勧告に対してはすぐに従って引き下げをやるというやり方は納得できません。次に第3の理由はそもそも人事院勧告の問題です。労働者には団結権、団体交渉権、ストライキ権がありますが、基本の国家公務員、また地方公務員には、ストライキ権が与えられていません。その代り、その処置として人事院が賃金の引き上げの勧告をするという処方が採られてきたわけでございます。ですからストライキ権を剥奪された公務員に対して、ゼロベースならともかくとしまして、マイナス勧告をすること自体がそもそも間違っていると、このように考えるわけでございます。以上3点に渡りまして反対の理由を申し述べました。宜しくお願いを致します。

○議長（小林一則君）次に賛成討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

以上で討論を終結致します。これより採決を致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩致します。

（午前11時56分 休憩）

（午前11時58分 再会）

○議長（小林一則君）再会致します。これより追加議案の審査を致します。小林豊議員他2名から「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の議案が提出されております。

お諮りいたします。この件の取扱いにつきましては、議会運営委員会で緊急を要する事件と認められましたので、発議第7号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって発議第7号を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第6 発議第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。提出者 小林豊君の説明を求めます。6番 小林豊君

○6番（小林豊君）只今、議長から趣旨説明を求められましたので、発議第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての主旨説明をさせていただきます。まず、冒頭にこの条例改正の発議を無力である私が提出者になったことが非常に残念であり憤りを感じます。やはり我々、議会に関する案件については、しかるべき役職者が提出者になるべきだったのではと考えます。また、先日12月26日に開催されました全員協議会において、この件につきまして、意見交換されましたが、いくら時間がなかったとはいえ、その後、議論調整の場がなく、今臨時会に至ったことも同様に残念で仕方ありません。現在わが国における社会情勢、経済状況はリーマンショック以降、なかなか景気回復がなされない状態であります。また、昨年、国民の大きな期待を受け、政権交代なされましたが与党も野党も自分たちの保身ともいうべき政局のことばかりで、第1に考えなくてはならない国民のことをないがしろにしているといっても過言ではないように思います。国民の政治不信は積もるばかりであります。このような時代背景のもと、我々末端の地方議会議員といえども住民の信頼を得るに、先に可決されました議案第69号、70号、71号と同様に我々議会議員の期末手当も削減する趣旨のものであります。朗読させていただきます。発議第7号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年玉城町条例）の一部を改正する条例を別紙のように改正するものとする。平成22年11月29日 提出者 小林豊、賛成者 中瀬信之議員、北川雅紀議員、内容としましては、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を次のように改正する。附則に次の一項を加える。平成22年12月に支給する期末手当の額については、第5条第2項中「100分の150」とあるのを「100分の135」とする。附則 この条例は平成22年12月1日から施行する。というものです。私は、議員である前に一人の人間であります。人間である以上痛みの分かる人間でありたいと思っています。町長が掲げる「満足度ナンバー1」の町を目指し新しい施策などに積極的に取り組むほかに町内外から非常に評価、注目されている今日まで日々努力されている町職員におかれましても期末手当・勤勉手当を削減、即ち、引き下げるのであります

から我々議員も同じように痛みを分かちあうべきだと考えます。議員各位におかれましても政治に携わる公人として人間として常識的な判断を下して頂き、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（小林一則君）以上で趣旨説明は終わりました。これより質疑、討論、採決を行います。それではまず、質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。まず、反対討論の発言を許します。

- 議長（小林一則君） 12番 奥川直人君

- 12番（奥川直人君）只今、発議がされたわけでございます。内容をご承知のことと思っておりますが、反対討論としまして、今回一部の議員さんから議員期末手当の引き下げというご提案がありました。社会情勢、並びに人事院勧告に基づく公務員給与の削減が行われることによって、議員としてもという発言でございます。理解は十分致します。しかし、ある反面、議会議員として非常に私は玉城町議会議員として残念に思っております。玉城町議会として議長及び議員並びに特別職、町長を含めまして報酬審議会というものを作って開催をいたしまして、町長以下議員に至る特別職の公務員給与を審議をして決めるということを経験が申されておりますし、我々、玉城町議会としてもそういった認識でおります。それ以前にいち早く期末手当について、ここで、この論議をすることは玉城町議会としていかなるものかと。このように思っております。議会議員は意見や考えを述べることはできますが、反面、議会として纏まらないとこの玉城町を変えていくことはなかなかできない。そういうふうな纏まり、意見の決集が大事であります。こうした議会秩序、そして保持が重要なことと思うからです。今回の議案は議員として自らの給料を下げ、住民目線で議員として同じ立場で物事を考えている。とおっしゃっておられるというふうには受けとれますが、私たちが本来すべきことは、日常、私が申しております、議員としての本来の仕事をしっかりやることだということも大切です。それと議会議員として、玉城町議会の総合力、住民の為に発揮する。また、住民の声をしっかり聞いて、住民に福祉向上を目指す活動をする。まだまだあるんです。財政、そして国保、温泉の問題、病院の問題等ですね。本来やるべきことが算積しております。本来、一信乱れぬ議会活動の充実が最も重要なテーマであるわけでありまして。そういったことで議長の意向、そして、一体感の保持を尊重する上で、私自身、この議会運営の正・非を判断し、報酬審議会での審議が望ましく今回反対討論と致したいと思っております。是非ご理解いただきますようお願いいたします。

- 議長（小林一則君）次に賛成討論の発言を許します。4番 北川雅紀君

- 4番（北川雅紀君）それでは、議員報酬、ボーナスのカットということで賛成討論をさせていただきます。さきほど、議会の調和、保持ということもありますが、それもすごく大事なのは分かりますが、少なくとも僕が議員になって6ヶ月でこういったことは初めてで、議員の意見が割れて表だってこういう意見を出すのは初めてでして、たまには、こういうのを住民の方にみていただくのもいいかなと思うのもあります。普段、議員は

何しているか分からないとか、議会に出て賛成しているだけという声のなか、こういったことを3日前にボーナスのことを話し合ったり、そういう意見が割れた、こういうことをやるということを住民の人に知って頂ということは、すごく大事であって、今回賛成したのは個人的に目標はありますが、いろいろあるって言いますが、やはり住民の人に理解してもらって初めていろんなことが前に進んでいく。議員になる前も今も思っています、国家公務員がここを削減するとか天下り無くすとか、そんなこと言っている議員が自ら、実際には何もしていないのを見てそれでは理解を得られないと。だから今回、玉城町議会も同じ立場になって職員が減らしている中、議員が減らさないというのはあらゆる人の理解が得られない。理解が得られないと色々なことができないということから賛成しました。個人的な意見としては議員定員を3、4人減らして1千万浮かしてでも、政務調査費みたいなものも玉城町に必要なだと思っておりますので、本質的には、玉城町議員の支給額を増やすということは思っていますが、今回ボーナスの論点だけを考えるとやはり減らすべきだと思います。こうやって意見が違っているのを見せることが住民の方にやっけるよと見せることも必要かなと思って、この2点から賛成させて頂きます。以上です。

○議長（小林一則君）次に反対討論の発言を許します。3番 山本静一君

○3番（山本静一君）只今の発言に対しまして私は反対討論を行いたいと思います。

なぜかと言いますとこの12月26日の全員協議会でこの件について討議の結果、各自の意思に基づき、賛否ある中で一定の方向を見出したのではないかと思います。即ち議会として、特別報酬審議会の開催を要求し、町当局もこれを承諾しております。これを受けて大半の議員の方々が議会答申にゆだねる決意に達しておりました。特別審議会は議員によるお手盛り審議ではなく、報酬審議会は住民を代表する透明化された住民の視点で論議をされます。私の私見でございますけども、削減があれば増額も次回でそういうふうな承認をできるかと私、疑問点があります。それから条例の玉城町特別報酬等審議会条例第2条に「町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」となっております。これがこういう状況でありますと形骸化する懸念があります。以上で私の反対討論と致します。

○議長（小林一則君）次に賛成討論の発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子さん）これほど、賛成討論、反対討論が入り混じる議案もかつて無かったのではないかとこのように思うわけでございますけど、本当に結構なことやとは思いますが、やはり住民のみなさんが、これをケーブルテレビでご覧になりました時に、別の場所で賛否を取って決まったことを、その結果と違えてここに提案されたというふうに住民のみなさんが勘違いされるといけないなとこのように思いますので、登壇させていただくことになりました。確かに議員全員のみなさんで金曜日に話し合いはしましたし、中間的な意見も申し述べたと、このようには思っておりますけれども、このときになんら採決はいたしませんでした。そのことをきちっとお伝えしたいと存じます。これからは私の意見でございますが、およそ議員にボーナスがでるなんて思いもよらないと思って見える方

の方が多いのではないかと思います。ボーナスのあり方というのは、根本的にやはり、議論すべきではないかと思うように思っています。私自身はそのように思っております。そして、議員が視察あるいは研修に必要な政務調査費、これは別に組むというようなことがありますけれども、期末手当という姿で支給するというのは問題があるのではないかなとも思っております。ですから今回はそれを完全に削減ではなくって部分削減ではございますけど、そういう立場に立ちまして、賛成をしたいと思ってこの場に立ちました。他にも手を加えなければいけない部分がございますので今後も話し合いをしていかなければいけないだろうと、このように思っております。以上です。

○議長（小林一則君）次に反対討論の発言を許します。11番 山口和宏君

○11番（山口和宏君）只今の発議に対して反対討論をさせていただきます。前段の議員さん方々の反対討論並びに賛成討論をお聞かせ頂いているなか、十二分に私自体は報酬を期末手当100分の150を135と下げるのに関しては、私自身も理解しとるなかでございまして。それは十二分に理解しとるなかでこの発議自体に対しての反対という立場で討論させていただきます。先ほどの前段の議員さんからも26日に全員協議会を持ってある程度の方向性をみなさんと協議したなか、ある程度方向性が見えたかなと、そこで本当は纏めるべきであったかなとそのような感じも受けてます。そこで採決を取るというのはやっぱり不当であるというのは、私自身もふまえておる中で、小林議員のおっしゃるのはよく分かっている、私の中でも理解しとる中で、これを私自身が認めてしまうと、これからの全員協議会なり、又委員会なりの話し合いの中の重要性に欠けるのではないかという懸念もありますので、そういう観点から反対討論とさせていただきます。

○議長（小林一則君）次に賛成討論の発言を許します。10番 中瀬信之君。

○10番（中瀬信之君）賛成討論させていただきます。今回の発議については年末の賞与についてのみ検討するという事で賛成をさせていただきます。今まで全員協議会であったりとかで議論されていることは十分に大事であるというふうに思いますが、この議案そのものに対して自分の意見がどうだということが非常に大事だと思います。町長並びに職員の賞与、ボーナスというものが減額されたなかで、我々の議員についても、冒頭のことを申し上げることが非常に大事だと私は考えております。そういう観点から議員個々の意見を述べる事が非常に大事だと思いますので、賛成意見とさせていただきます。以上です。

○議長（小林一則君）次に反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

以上で討論を終結致します。これより採決を致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

挙手少数であります。よって本案は否決されました。

○議長（小林一則君）以上で本臨時会に付議されました案件はすべて終了致しました。これにて平成22年第8回玉城町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって平成22年第8回玉城町議会臨時会を閉会致します。

閉会にあたり町長、挨拶を願います。

○町長(辻村修一君) 閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。本臨時会に提案をさせていただきました議案について、すべて原案可決をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。平成22年もの残り一月となったわけですが、今後の町政推進につきましても格別のご指導を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長(小林一則君) 一言お礼申し上げます。本臨時会、大変熱心にかつ活発な議論をいただきまして終了させていただきますことを厚く御礼申し上げます。

(午前11時24分 散会)